

払い戻し参考資料

- (1) 未使用の普通乗車券及び団体乗車券にあつては、通用期間内に限り、その運賃額
- (2) 未使用の回数乗車券にあつては、当該回数乗車券の運賃額から既使用券片を普通旅客運賃に換算した額を控除した残額
- (3) 定期乗車券及び定期回数乗車券にあつては、通用期間前のものについてはその運賃額、通用期間内のものについては通用期間の始めの日から払い戻しの請求のあった日までを使用済み期間とし、次の算式により計算した額

券面表示の運賃額 …………… A
 券面表示の区間に対する普通運賃額 …………… B
 使用日数（申し出の日は使用日数に参入する） …… C
 券面表示の区間に対する1ヶ月の定期運賃額 …… D
 券面表示の区間に対する2ヶ月の定期運賃額 …… E
 券面表示の区間に対する3ヶ月の定期運賃額 …… F
 券面表示の区間に対する6ヶ月の定期運賃額 …… G

- a. 使用日数が30日以下のとき
 $A - \{(2 \times B) \times C\}$
 但し、 $\{(2 \times B) \times C\}$ によって算出された金額がDを超えるときは、 $\{(2 \times B) \times C\}$ をDとする。
- b. 使用日数が31日から60日までのとき
 $A - [D + \{(2 \times B) \times (C - 30)\}]$
 但し、 $[D + \{(2 \times B) \times (C - 30)\}]$ によって算出された金額がEを超えるときは、 $[D + \{(2 \times B) \times (C - 30)\}]$ をEとする。
- c. 使用日数が61日から90日までのとき
 $A - [E + \{(2 \times B) \times (C - 60)\}]$
 但し、 $[E + \{(2 \times B) \times (C - 60)\}]$ によって算出された金額がFを超えるときは、 $[E + \{(2 \times B) \times (C - 60)\}]$ をFとする。
- d. 使用日数が91日から120日までのとき
 $A - [F + \{(2 \times B) \times (C - 90)\}]$
 但し、 $\{(2 \times B) \times (C - 90)\}$ によって算出された金額がDを超えるときは、 $\{(2 \times B) \times (C - 90)\}$ をDとする。
- e. 使用日数が121日から150日までのとき
 $A - [F + D + \{(2 \times B) \times (C - 120)\}]$
 但し、 $D + \{(2 \times B) \times (C - 120)\}$ によって算出された金額がEを超えるときは、 $D + \{(2 \times B) \times (C - 120)\}$ をEとする。
- f. 使用日数が151日から180日までのとき
 $A - [F + E + \{(2 \times B) \times (C - 150)\}]$
 但し、 $[F + E + \{(2 \times B) \times (C - 150)\}]$ によって算出された金額がGを超えるときは、 $[F + E + \{(2 \times B) \times (C - 150)\}]$ をGとする。
- g. 使用日数が181日以上るとき
 $A - [G + \{(2 \times B) \times (C - 180)\}]$

払い戻し手数料は以下の通りです

種別	手 数 料
回数乗車券	210円
定期乗車券	520円

※なお払い戻し箇所は原則購入された所でのみ可能ですが、車内で購入された回数券は最寄販売箇所にてお願い致します。